

**「2022 全日本短答公開模擬試験 全1回 行政法規」中の誤植の訂正について**

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2022 全日本短答公開模擬試験 全1回 行政法規」におきまして、下記の訂正が発生致しました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけ致しますが、下記を参照の上、訂正の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

2022 全日本短答公開模擬試験 全1回 行政法規		
頁・問題番号	誤	正
30 頁 問題 36 肢二 問題冊子	<u>譲渡資産の譲渡に当たり要した経費がない場合、その交換により生じた差益金の額は、交換により取得した資産の取得の時点における価額が譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額となる。</u>	<u>自らが所有している店舗用建物と相手方が所有している店舗用建物の交換を行い、当該取得資産を倉庫用建物として使用する場合には、この制度の適用を受けることができない。</u>
25 頁 解説 36 肢二 解説冊子	<u>ニ 正 譲渡資産の譲渡に当たり要した経費がない場合、その交換により生じた差益金の額は、交換により取得した資産の取得の時点における価額が譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額となる(50条1項, 施行令92条1項)。よって、本肢は正しい。【テキストなし】</u>	<u>ニ 正 取得資産を譲渡資産の譲渡の直前の用途と同一の用途に供した場合でなければ、この制度の適用を受けることができない(50条1項)。よって、本肢は正しい。【テキスト P287】</u>

**※水道橋本校 通学クラス実施後に、問題 36 は全員正解にするとのアナウンスを行いました  
が、この肢に関わらず正答を導き出すことが可能なため、全員正解の措置は行いません。**

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具



FU22334